

---

## 福祉用具をめぐる議論 (介護保険部会の話)

11月3日

福祉用具国民会議大討論会

解説 東島弘子



---

## 介護保険制度は変更される

- 介護保険制度は3年ごとに、保険料、介護報酬(指定基準)が見直しがされる。
- 診療報酬との同時改定の際は、大きく変更される機会でもある。
- 2018年は大きな変更の時期である。
- 制度の持続と「地域包括ケアシステム」の構築が柱となっている。

## きっかけは、財政制度等審議会

---

- 平成27年4月17日「軽度者の福祉用具使用は--原則として自己負担(一部補助)する制度に切り替える必要があるのではないか」と指摘したのが、きっかけ。
- 平成27年6月30日には閣議決定「骨太の方針2015」の中で給付の見直しなどの見当が盛り込まれた。

## その後--

---

- 平成27年12月24日の経済財政諮問会議では、「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

## 厚労省・介護保険部会では

---

- 厚労省介護保険部会は、介護保険制度の変更、法律改正に係る事柄を議論する。
- 毎回、テーマを決めて議論を行う。委員は25人。経営者(経団連)、労働者側(連合)、自治体、健保連、医師会、施設、職能(介護福祉士会、看護協会、介護支援専門員協会)、利用者(老人クラブ、認知症の人と家族の会)、学識者などから構成される。福祉用具関係団体は入っていない。

## 厚労省・介護保険部会では

---

- 福祉用具は7月20日と10月12日の2回、議論に上った。
- 介護保険部会では、要介護2以下を原則自己負担化するという具体提案は事務局(厚労省)からは出ていない。

## 7月20日の介護保険部会

---

- 7月の論点は「適切なアセスメントに基づき—利用できるよう、地域ケア会議の活用を含め、どのような方法が考えられるか」「福祉用具や住宅改修が自立支援、悪化の防止、介護者の負担軽減等の区割りを果たしていることを考慮した上で、利用者負担のあり方についてどのように考えるか」。
- 委員からは全般的に貸与価格の外れ値の問題点を指摘する声が多かった。「なぜ自由価格なのか」「貸与は機能をレンタルしている。部品だけの議論ではない」「価格差についてはサービス担当者会議で検証が必要」(傍聴メモより)。

## 10月12日提出された論点は

---

- すべての貸与価格をホームページで公表。
- 福祉用具専門相談員が、製品の価格や特徴を説明するとともに、複数の製品を提示。
- ケアマネジャーに福祉用具貸与計画書の交付を義務付ける。
- 極端に高い価格を貸与価格とする際は、あらかじめ保険者に了解を得ること。請求書の記載方法について徹底する。

## これに対して委員からは

---

- 「計画書の交付は必要」「計画書は本来、受け止めるのが当然」「外れ値を解消する仕組みを作ってほしい。製品とサービスを提示していると、どのようなサポートがあるか情報提供になる」「個々の利用者にとって価格・サービスの区別はしにくく、あまり細かくすると過度な要求は負担を強いるだけ」「極端な価格差の保険者の了解については、詳しく説明してほしい」「おおむね異論がない」「外れ値は標準価格、公定価格を進めていくべき。ただちにできないなら公表する仕組みでもよい」など(傍聴メモより)。

## 貸与価格の見える化の例として

---

- 文京区は貸与価格の一覧表を作成、公表。
- 品目コード、商品名、最低と最高、平均、最頻単位(価格)の4つを掲載している。
- <http://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/kaigo/serviceriyou/riyoudekiruservice/zaitaku/hukushiyougutaiyo.html>

## 論点は(住宅改修)

---

- 保険者に事前提出する見積書の書式を国が示すこと。
- 相見積もり(複数の事業者からの見積もり)を取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明。
- 保険者の取り組み好事例を紹介する。
- ⇒委員からは「ケアマネは工事の適正や価格がわからない。住宅改修は登録制にすべき」「登録制は必要」「用具も改修も標準価格をつくって示してもらいたい」など(傍聴メモより)。

## 福祉用具・住宅改修共通の論点

---

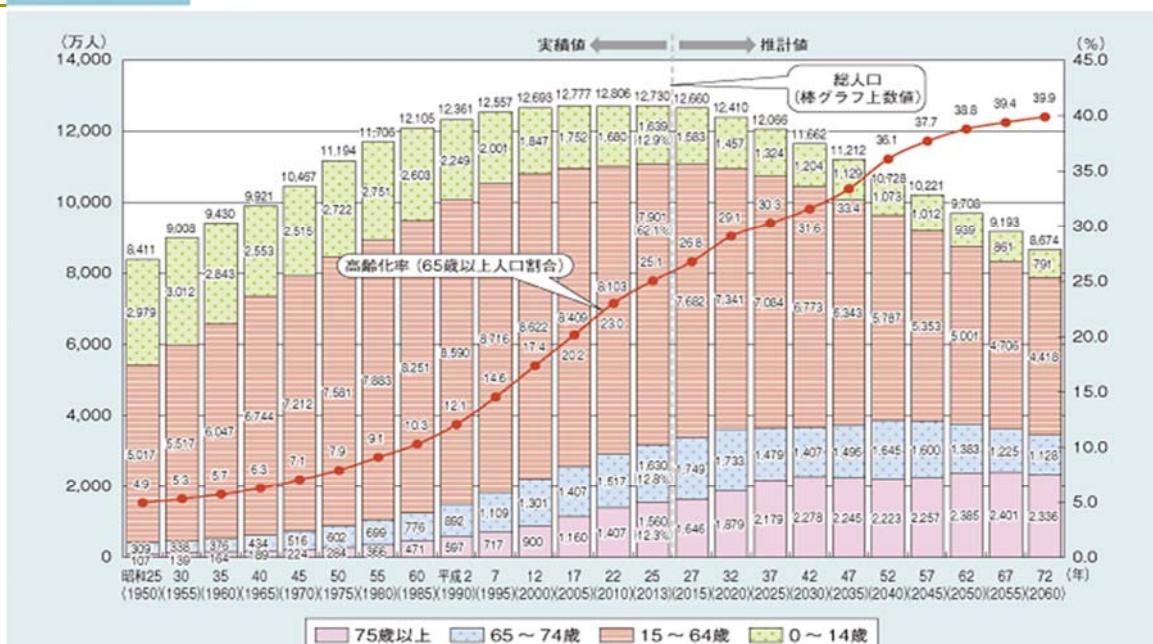
- 「価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか」と10月12日に提示したが、委員から要介護2以下を自己負担にすべきという意見は、みられなかった。

# 全国各地・議会で意見書(28都道府県 186市区町村議会・10月26日現在)

- 東京都議会は10月13日に「次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の給付の見直しに関する意見書」を議決した。「利用が抑制されることで重度化が進み、高齢者の自立的な生活が阻害され、結果として介護保険給付の適正化という目的に反し、給付費が増大するおそれがある」と表明している。

## 高齢化の推移と将来推計

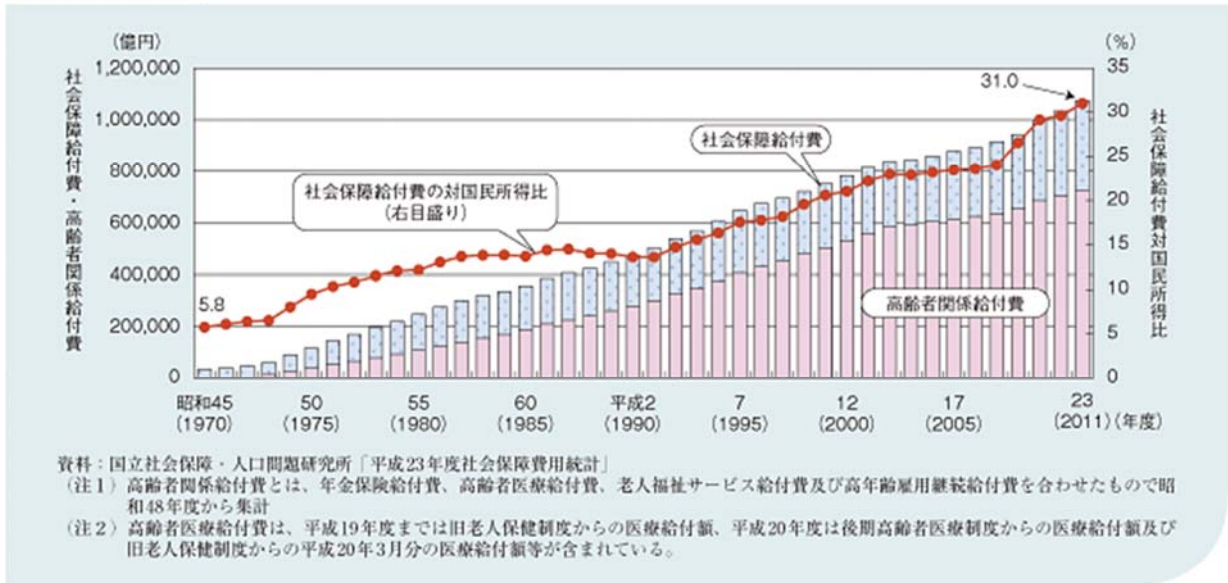
図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2013年は総務省「人口推計」（平成25年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から年齢不詳を除いている。

# 社会保障給付費の推移

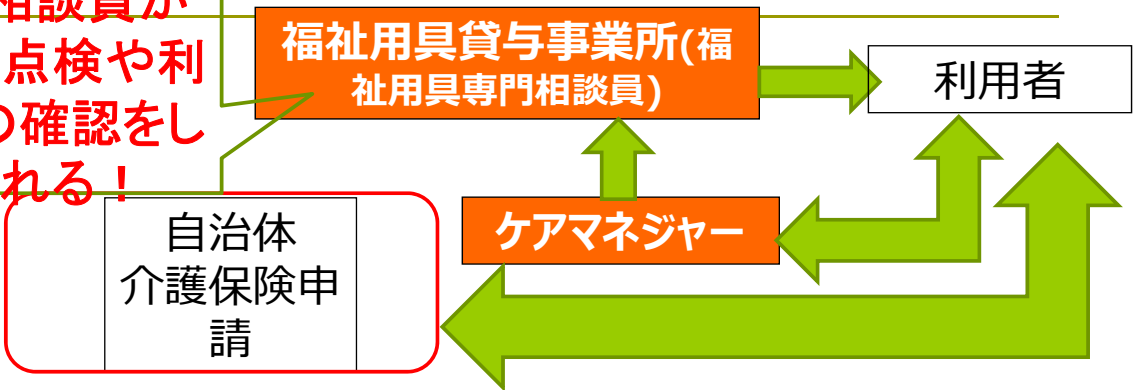
図1-1-6 社会保障給付費の推移



平成26年版高齢社会白書・内閣府

## 介護保険での福祉用具貸与

専門相談員が調整、点検や利用後の確認をしてくれる！



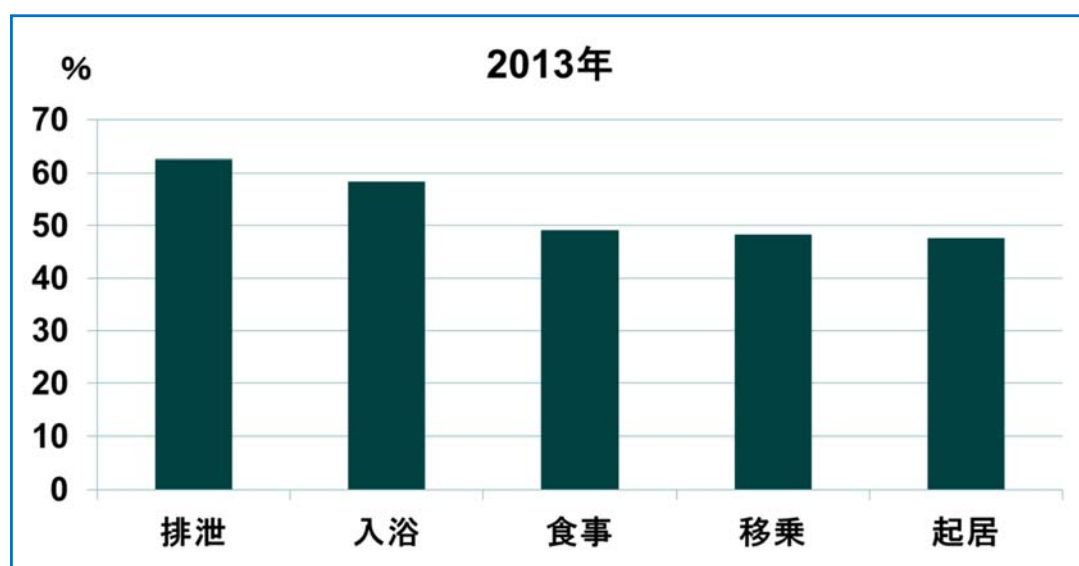
私費の場合

点検や利用後の確認はしてくれない！





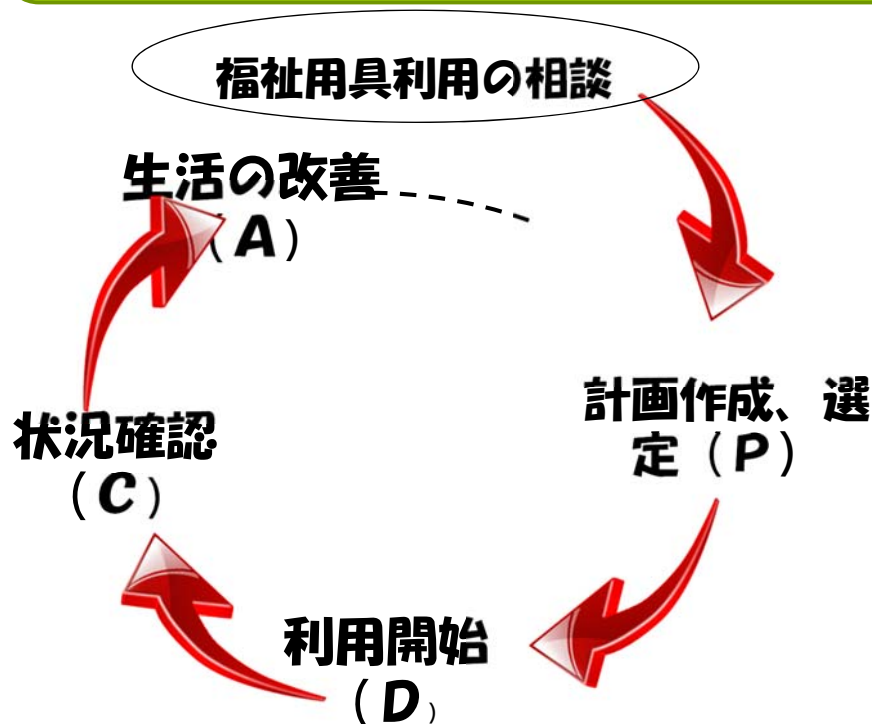
# 介護で苦勞したこと(内閣府調査)



## 福祉用具利用の制限で



目的は福祉用具貸与で、生活の  
好循環をつくること



## 今後について

- 介護保険部会での福祉用具に関する議論は終了。
- 年末に議論のとりまとめがされる。報告書が出る、諮問答申⇒2017年に必要な法改正。2018年4月から制度改正。
- なお介護報酬に関しては、別に介護給付費分科会で議論される。